

吸収分割に係る事前備置書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める開示事項)

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

2025年1月16日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下「当会社」といいます。)は、株式会社セブン&アイ・ネットメディア(以下「セブン&アイ・ネットメディア」といいます。)との間で、2025年2月26日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、セブン&アイ・ネットメディアの営む、株式会社セブンカルチャーネットワーク(以下「セブンカルチャーネットワーク」といいます。)に係る株式の保有及び管理を行う事業に関して有する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)を当会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を実施いたします。

本件分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定めがないことの相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第1号)

本件分割に際して、当会社は、セブン&アイ・ネットメディアに対し、本件承継権利義務の対価として、株式その他の金銭等の交付を行いませんが、セブン&アイ・ネットメディアが当会社の完全子会社であることを踏まえ、当会社及びセブン&アイ・ネットメディアの協議により決定したものであり、相当であると判断いたします。

また、当会社において、資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3. 吸収分割が効力を生じる日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当を行う場合の会社法第171条第1項又は同法第454条第1項の決議に関する事項(会社法施行規則第192条第2号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 192 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 192 条第 4 号)

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 192 条第 4 号イ)

別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ)

セブン&アイ・ネットメディアは、株式会社歯愛メディカルとの間で、2024 年 5 月 9 日付で、セブン&アイ・ネットメディアが保有する株式会社ニッセンホールディングスの発行済株式の全部を株式会社歯愛メディカルに譲渡することに関し、株式譲渡契約を締結し、同年 7 月 1 日付で、同株式譲渡を実施しました。

6. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 192 条第 6 号)

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 192 条第 6 号イ)

別紙 3 のとおりです。

7. 吸収分割が効力を生じる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関

する事項(会社法施行規則第 192 条第 7 号)

本件分割において、当社がセブン&アイ・ネットメディアから承継する債務はありません。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社セブン&アイ・ネットメディア（以下「分割会社」という。）及び株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「承継会社」という。）は、分割会社の事業の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

分割会社は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社の営む、株式会社セブンカルチャーネットワークに係る株式の保有及び管理を行う事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項記載の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条 （吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 吸収分割会社
商号：株式会社セブン&アイ・ネットメディア
住所：東京都千代田区二番町4番地5
- (2) 吸収分割承継会社
商号：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
住所：東京都千代田区二番町8番地8

第3条 （承継する権利及び義務等）

1. 本吸収分割に際し、承継会社は、別紙「承継権利義務明細」記載の本承継対象権利義務を分割会社から承継する。
2. 本吸収分割に際し、承継会社は、前項に定めるほか、分割会社から、資産、債務、分割会社の従業員に係る雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第4条 （対価）

承継会社は、本吸収分割に際して、本承継対象権利義務の全部の承継の対価として、分割会社に対して一切の対価を交付しない。

第5条 （吸収分割承継会社における資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、承継会社の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条 （効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年2月26日とする。但し、本吸収分割に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、分割会社及び承継会社は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条 （株主総会による承認）

1. 分割会社は、会社法第784条第1項の定めに従い、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、会社法第796条第2項の定めに従い、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条 (吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除)

分割会社及び承継会社は、本効力発生日までの間、協議し合意の上、本吸収分割の条件を変更し、本吸収分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関して定めのない事項その他本吸収分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が誠実に協議の上、これを決定する。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 9 日

分割会社： 東京都千代田区二番町 4 番地 5
株式会社セブン&アイ・ネットメディア
代表取締役 齋藤 正記 印

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 9 日

承継会社： 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一 印

別紙 承継権利義務明細

本吸収分割に際し、承継会社は、以下に掲げる資産を分割会社から承継する。

(1) 資産

- ・ 分割会社が本効力発生日において本事業に関して保有する株式会社セブンカルチャーネットワークの株式の全部

以上

別紙 2

吸収分割会社

(株式会社セブン&アイ・ネットメディア)

の最終事業年度に係る計算書類等

第16期 計算書類

自 令和 5年3月 1日
至 令和 6年2月 29日

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

株式会社セブン&アイ・ネットメディア

代表取締役社長 齋藤 正記

貸借対照表

(令和6年2月29日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,175,324	流動負債	17,425,891
現金及び預金	5,380,508	買掛金	1,491,444
売掛金	3,517,161	短期借入金	15,460,000
仕掛品	584,867	未払金	209,060
前払費用	596,849	未払賞与	132,720
未収入金	94,562	未払費用	55,703
その他	1,375	未払法人税等	6,494
		未払消費税等	39,598
		役員賞与引当金	5,000
		その他	25,869
固定資産	3,235,877	固定負債	340,693
有形固定資産	197,737	繰延税金負債	340,693
建物附属設備	110,719		
構築物	383		
器具備品	86,634		
無形固定資産	211,966	負債合計	17,766,585
ソフトウェア	211,822	(純資産の部)	
その他	144	株主資本	△ 5,366,890
投資その他の資産	2,826,173	資本金	7,665,000
投資有価証券	2,225,561	資本剰余金	8,110,241
関係会社株式	383,066	資本準備金	7,655,000
差入保証金	217,362	その他資本剰余金	455,241
その他	183	利益剰余金	△ 21,142,132
		その他利益剰余金	△ 21,142,132
		繰越利益剰余金	△ 21,142,132
		評価・換算差額等	1,011,507
		その他有価証券評価差額金	1,011,507
		純資産合計	△4,355,383
資産合計	13,411,201	負債及び純資産合計	13,411,201

損益計算書

(自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,885,214
売 上 原 価		17,430,381
売 上 総 利 益		2,454,832
販売費及び一般管理費		2,512,292
営 業 損 失		△57,459
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	63	
雑 収 入	6,158	6,222
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	57,909	57,909
経 常 損 失		△109,146
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,525	3,525
税引前当期純損失		△112,672
法人税、住民税及び事業税	△69,217	
法 人 税 等 調 整 額	42,263	△26,954
当 期 純 損 失		△85,717

株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
令和5年3月1日残高	7,665,000	7,655,000	455,241	8,110,241	△ 21,056,414	△ 21,056,414	△5,281,172
当期変動額							
当期純損失					△85,717	△85,717	△85,717
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
当期変動額合計					△85,717	△85,717	△85,717
令和6年2月29日残高	7,665,000	7,655,000	455,241	8,110,241	△21,142,132	△21,142,132	△5,366,890

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和5年3月1日残高	1,021,285	1,021,285	△4,259,887
当期変動額			
当期純損失			△85,717
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△9,777	△9,777	△9,777
当期変動額合計	△9,777	△9,777	△95,495
令和6年2月29日残高	1,011,507	1,011,507	△4,355,383

個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない
株式等 移動平均法による原価法によっております。

(ロ)棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの
方法により算出)

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。
主な耐用年数:建物附属設備 … 6~15年
器具備品 … 2~15年

無形固定資産 定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく
定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金 売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能
見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えるため、当期の負担額を計上しております。

(ハ)受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込
まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、
翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点
(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

(イ)システム開発

システム開発業務に係る収益は、主にグループ会社からのシステム開発・アプリ
開発の請負であり、顧客との開発請負契約に基づいてシステムの開発の履行義務
を負っております。当該履行義務は、顧客が検収した時点で契約で合意された
仕様に従っていることが確かめられ、完全に履行義務が充足されることから、
当該検収時点で収益を認識しております。

(ロ)システム保守・運用サービス

システム保守・運用サービスに係る収益は、顧客との保守・運用契約に基づいて
保守・運用サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守・運用契約は、
契約期間に対して期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を
認識しております。

(5)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用 当社はグループ通算制度を適用しております。

2.会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 329,747 千円

(2)偶発債務

債務保証は次のとおりであります。

関係会社である株式会社セブンカルチャーネットワークの営業債務に対するもの 33,500 千円

(3)関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	864,768 千円
長期金銭債権	217,167 千円
短期金銭債務	20,690 千円

4.損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

① 営業取引高

売上高 7,755,869 千円

販売費及び一般管理費 268,874 千円

② 営業取引以外の取引高 49 千円

5.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 306,400 株

6.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の発生の主な原因は関係会社株式評価損及び未払賞与であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は、10,471,830 千円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金によるものであります。

(2)当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、資金調達については、グループ会社からの借入により調達しております。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

当社では「リスク管理の基本規程」において、リスク管理部署を定め、リスク管理を実施しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

令和6年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 其他有価証券	2,225,561	2,225,561	-

(注)1.市場価格のない株式等は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	383,066

8.収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との取引	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱セブン&アイ・ホールディングス	被所有 直接 100.0%	経営管理 業務受託 本社貸借	システム 開発関連	7,742,786	売掛金	758,912
						前受金	14,260
				本社の 賃借料	221,175	差入保証金	217,167
						前払費用	21,070

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. ㈱セブン&アイ・ホールディングスとの取引条件ないし取引条件の決定方針については、個別契約に基づき決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との取引	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱セブン-イレブン・ ジャパン	なし	業務受託	システム 開発関連	10,076,597	売掛金	2,386,545

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. ㈱セブン-イレブン・ジャパンとの取引条件ないし取引条件の決定方針については、個別契約に基づき決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との取引	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱セブン& アイ・ファイナ ンシャルセンター	なし	資金の借入	資金の借入	15,460,000	短期借入金	15,460,000
				資金の返済	15,460,000		
				利息の支払	57,909	未払費用	2,547

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. ㈱セブン&アイ・フィナンシャルセンターからの借入金の金利につきましては、市場金利を参考にした利率としております。

10.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 Δ 14,214 円 70 銭

(2) 1株当たり当期純利益 Δ 279 円 76 銭

11. 重要な後発事象

該当はありません。

12. その他の注記

該当はありません。

第 16 期 附 属 明 細 書

(計算書類関係)

自 令和 5年3月 1日
至 令和 6年2月 29日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

株式会社セブン&アイ・ネットメディア
代表取締役社長 齋藤 正記

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価 額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿 価 額	減価償却 累 計 額	期末取得 価 額
有形固定 資産	建物附属 設備	90,854	33,636	2,109	11,662	110,719	50,412	161,131
	構築物	448	-	-	64	383	264	647
	器具備品	92,547	25,877	1,416	30,374	86,634	279,070	365,705
	計	183,850	59,514	3,525	42,102	197,737	329,747	527,484
無形固定 資産	ソフトウェア	115,581	307,629	178,285	33,102	211,822		
	その他	144	-	-	-	144		
	計	115,725	307,629	178,285	33,102	211,966		

2. 引当金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
役員賞与引当金	7,788	5,000	7,788	5,000

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科 目	金 額	摘 要
役員報酬	15,000	
役員退職慰労金	20,000	
従業員給与	479,955	
従業員賞与	112,625	
役員賞与引当金繰入額	5,000	
退職給付費用	35,248	
法定福利費	136,793	
福利厚生費	13,140	
採用費	118,139	
業務委託費	657,576	
貸借料	175,307	
減価償却費	69,910	
支払手数料	33,431	
物流費用	543	
維持管理費	439,126	
その他	200,494	
計	2,512,292	

第16期 事業報告

自 令和 5年3月 1日
至 令和 6年2月 29日

株式会社セブン&アイ・ネットメディア
代表取締役社長 齋藤 正記

事業報告

(令和5年3月1日から令和6年2月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度は、経済正常化が進み、賃上げや価格転嫁が加速し、日本経済にとって前向きな変化が多かったものの、物価高に賃上げが追い付かず、実質賃金は前年比マイナス圏で推移しており、力強さを欠く状況は続きました。

また、中東情勢やウクライナ情勢が緊迫する中、金融引き締めが続く米国経済が想定以上に堅調に推移したことは日本経済を下支えした側面はありましたが、海外経済の不確実性が高まるなか、内需主導の成長の成否がデフレ脱却の実現を左右する重要な局面にきております。

このような環境の中、当事業年度におきましては、株式会社セブン&アイ・ホールディングスからのシステム開発・運用保守の案件の受託や、株式会社セブン・イレブン・ジャパンからの 7NOW 案件、アプリ開発・運用保守の受託を大きな軸として、売上高の確保に大きく寄与するものとなりました。一方で、昨今の IT 人材の需給バランスがもたらす単価高騰による原価率の増加や物価高による販売管理費の増加が一層顕著なものとなっております。

これらの結果、当事業年度の業績は、営業収益 19,885,214 千円(前期 21,843,705 千円)、営業損失 57,459 千円(前期 営業利益 1,221,820 千円)、経常損失 109,146 千円(前期 経常利益 1,197,999 千円)、当期純損失 85,717 千円(前期 当期純利益 1,137,468 千円)となりました。

(2) 財産および損益の状況と推移

	第12期 平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで	第13期 令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで	第14期 令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで	第15期 令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで	第16期 令和5年3月1日から 令和6年2月29日まで
営業収益 (千円)	10,944,587	12,790,929	16,273,820	21,843,705	19,885,214
当期純利益 (千円)	300,998	543,351	△54,336	1,137,468	△85,717
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失	982円37銭	1,773円34銭	△177円34銭	3,712円36銭	△279円76銭
総資産 (千円)	11,953,296	13,082,276	13,335,123	16,004,813	13,411,201
純資産 (千円)	△5,996,370	△5,272,131	△5,355,800	△4,259,887	△4,355,383

(3) 重要な親会社および子会社の状況(令和6年2月29日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスであり、同社は当社の株式を306,400株(出資比率100%)保有しております。当事業年度において当社は、同社からシステム開発関連の受託料7,742百万円、また同社への本社事務所の賃借料221百万円の取引があります。

当該取引にあたっては、その必要性、および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、両者協議の上で合理的な判断に基づき決定しておりますので、妥当性はあると判断しております。また、当社は、取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性についても問題ないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率
株式会社ニッセンホールディングス	11,873百万円	100.0%
株式会社セブカルチャーネットワーク	100百万円	91.8%

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題としては、次のとおり挙げられます。

- ・ 株式会社セブン&アイ・ホールディングスの次世代DX戦略を支えて各事業会社価値の創造を支えて利益に資する。
- ・ 当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの内部統制システムに関する基本方針に則り、企業統治および法令遵守を徹底する。

※ 継続企業の前提に関する重要事象

当社は、前事業年度以前に主として関係会社株式評価損 12,343,377 千円およびのれんの減損 3,031,522 千円を計上した結果、過年度より継続して債務超過となっており、当事業年度末においても 4,355,383 千円の債務超過の状態になっています。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消または改善すべく対応を行い、資金面において、十分な運転資金を有しており、かつ親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスから当社を全面的に支援(財務的支援を含む)する旨を明示したサポートレターを入手しています。

以上より、当事業年度末において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況に該当しないものと判断し、計算書類上、継続企業の前提に関する注記を記載しておりません。

(5) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区二番町4番地5

(6) 従業員の状況

	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
男性	213名	38歳 0ヶ月	4年 7ヶ月
女性	93名	33歳 5ヶ月	5年 2ヶ月
合計または平均	306名	36歳 7ヶ月	4年 9ヶ月

2. 会社の株式に関する事項(令和6年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000 株
(2) 発行済株式の総数 306,400 株
(3) 株主数 1名
(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	306,400 株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（令和6年2月29日現在）

氏名	会社における地位	重要な兼職の状況
齋藤 正記	代表取締役社長	㈱セブン&アイ・ホールディングス 常務執行役員 最高情報責任者(CIO) 兼グループ DX 本部長
中木 孝	代表取締役 常務執行役員	なし
西村 出	取締役	㈱セブン-イレブン・ジャパン 執行役員 システム本部長
夏井 康憲	取締役	㈱セブン&アイ・ホールディングス グループ DX 本部グループシステム部 シニアオフィサー
奥 誠司	監査役	㈱セブン&アイ・ホールディングス 執行役員 総務法務本部長

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13 百万円

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議し、また当該体制を運用しております。

〔決議の内容〕

- (1) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「HD」といいます。）のCSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
 - ② 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
 - ③ 業務執行部門から独立した当社またはHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
 - ④ 当社およびセブン&アイ・グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
 - ② 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、HDの情報管理統括責任者が、同社の情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、当社はこれらについて適切に協働します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締役会および監査役に報告を行います。
 - ③ 当社およびセブン&アイ・グループ各社の取締役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、HDの情報管理統括責任者に報告するものとします。
- (3) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、HDのリスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
 - ② リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
 - ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社およびセブン&アイ・グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。
- (4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
 - ② HDの取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社およびセブン&アイ・グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、HDの取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行い、当社はこれらについて適切に協働します。
 - ③ 当社の取締役会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。

- ② 業務執行部門から独立したHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行い、当社はこれらについて適切に協働します。
 - ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。
- (7) 当社監査役職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項
監査役職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。
- (8) 監査役への報告に関する体制
- ① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。
 - ② 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者がHDの監査役に報告をするための体制
HDの子会社の取締役、監査役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、セブン&アイ・グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社およびHDの監査役に報告するものとします。
 - ③ 内部通報制度を通じた当社およびHDの監査役への報告体制
HDの取締役および使用人ならびにHDの子会社各社の取締役、監査役および使用人は、HDおよびHDの子会社各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為を発見したときは、HDの定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況を、HDの監査役に報告するものとします。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社およびセブン&アイ・グループ各社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう、社内規程に定めを置く等により適切に対処します。
- (10) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。
- (11) その他当社監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
 - ② 当社の監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができます。
 - ③ HDの監査役およびHDの子会社各社の監査役は定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。

- ④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとします。

〔運用状況の概要〕

(1) 当社における企業統治の状況

当社の取締役会は、令和6年2月29日現在4名の取締役で構成されております。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む3名の執行役員が業務を執行しております。当社は、業務分掌および職務権限に関する規程において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。当社取締役会は、当社における重点経営目標および予算配分等を定め、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

1名の監査役は、監査役制度を軸に経営をモニタリングしております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、適宜取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社における業務・財産の状況調査を実施しております。

(2) 内部統制自主点検

当社は、代表取締役直下の組織として内部統制室を設置し、監査役、株式会社セブン&アイ・ホールディングス監査室と連携して内部監査を行うとともに、内部統制の質的向上を図る取組みとして、株式会社セブン&アイ・ホールディングス財務経理本部が主管する「経理・財務・金銭管理チェックリスト」による自主点検を行い、結果内容を代表取締役および監査役へ報告の上、株式会社セブン&アイ・ホールディングス財務経理本部へ提出しております。

(3) 監査役監査、および会計監査の相互連携等

当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、当社の代表取締役、監査役および管理本部長が出席し、監査法人から会計監査の報告を受けております。株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査役および監査室等は、会計監査の結果等について別途報告を受け、内容の確認を行っております。

また、当社の監査役と株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査役とは、適宜ミーティングを開催しており、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

当社の監査役および監査法人は、各監査において、総務部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、総務部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取組み

当社は、代表取締役のもとに「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」を設置しております。各委員会は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの各委員会で明示された方針に従い、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

●CSR統括委員会および同委員会傘下の部会

当社は、社会課題の解決に貢献し、社会とセブン&アイ・グループの持続的成長を目指すため、事業活動を通じた当社のCSR活動の推進・管理・統括を目的としたCSR統括委員会をCSR基本規程に基づき設置しております。また、ステークホルダーの期待や要請に対応するために特定した重点課題（マテリアリティ）の解決およびコンプライアンスのさらなる徹底に資する事業活動を推進するために、同委員会傘下に具体的な施策の検討・推進を担う下部組織として、「環境部会」、「サプライチェーン部

会」、「企業行動部会」、「コンプライアンス部会」および「社会価値創造部会」の5つの部会を設け、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの各委員会および部会で明示された方針に従い、当社における課題の解決ならびに未然防止に取り組んでおります。

●リスクマネジメント委員会

当社は、当社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、事業継続に関わる各種のリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、管理本部長を委員長とするリスクマネジメント委員会のもと統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会は、各リスク管理統括部署より自社のリスク管理状況に関する報告を受け、リスクの網羅的な把握、その評価・分析および対策について協議し、今後の方向性を定めております。

当社は、リスクマネジメント委員会で明示された方針に従い、担当部署より当社経営層および関連部門へ展開、改善施策の立案ならびに実施を行っております。

また、リスクマネジメントの重要事項については、リスク管理責任者より経営会議および取締役会へ報告がされております。

●情報管理委員会

当社は、役職員が知得、作成または保有する業務に関する一切の情報について、情報管理基本規程に基づき、情報管理統括責任者を委員長とする情報管理委員会のもと、情報管理に対するリスクの分析、評価および対策を講じております。

今期においては、IS027001の要求事項を遵守・実行し、認証継続を図りつつ、2022年に規格改定された要求事項に準拠する移行期間としてそれらの対応に取り組んでおります。当社は、情報管理委員会で決議された内容に従い、ISMS事務局より当社経営層および関連部門へ展開、改善施策の立案ならびに実施を行っております。

以 上

第 16 期 附 属 明 細 書

(事業報告関係)

自 令和 5年3月 1日
至 令和 6年2月 29日

株式会社セブン&アイ・ネットメディア

代表取締役社長 齋藤 正記

【補足事項】

該当事項はございません。

以 上



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

株式会社セブン&アイ・ネットメディア

第16期

自 令和5年3月1日
至 令和6年2月29日

有限責任 あずさ監査法人
令和6年4月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

令和6年4月11日

株式会社セブン&アイ・ネットメディア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西谷 直博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ネットメディアの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、その他の使用人および親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容についての検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和6年 4月11日

株式会社セブン&アイ・ネットメディア

監査役

奥誠司

別紙 3

1. 当会社の連結子会社である 7-Eleven, Inc.による Sunoco LP からの事業取得

当会社の連結子会社である 7-Eleven, Inc.は、Sunoco LP との間で、2024 年 1 月 11 日付で、Sunoco LP が保有するコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業を 7-Eleven, Inc.に承継させることに関する事業譲渡契約を締結し、同年 4 月 16 日付で、同事業取得を実施しました。

2. 当会社の完全子会社である 7-Eleven International LLC による Convenience Group Holdings Pty Ltd 株式の取得

当会社の完全子会社である 7-Eleven International LLC(以下「7IN」といいます。)は、Convenience Group Holdings Pty Ltd(以下「SEA」といいます。)の株式について、2023 年 11 月 30 日付で、7IN の完全子会社である AR BidCo Pty Ltd をして、R.G. Withers Nominees Pty Ltd との間で、SEA の発行済株式の全部を、AR BidCo Pty Ltd に譲渡することに関し、株式譲渡契約を締結させ、同年 4 月 1 日付で、同株式取得を実施しました。

3. 自己株式の取得

当会社は、2023 年 11 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項及び当会社の定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議し、当該決議に従って自己株式の取得を行いました。

① 自己株式の取得を行う理由

利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針とし、中期経営計画において 2023 年から 2025 年度累計の総還元性向 50%以上を目指すため。

② 取得に係る事項の内容

- i. 取得対象株式の種類：普通株式
- ii. 取得し得る株式の総数：2,500 万株(上限)
- iii. 株式の取得価額の総額：1,100 億円(上限)
- iv. 取得期間：2023 年 12 月 1 日～2024 年 5 月 31 日
- v. 取得方法：東京証券取引所における市場買付け

4. 自己株式の消却

当社は、2024年6月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について以下のとおり決議し、当該決議に従って自己株式の消却を行っております。

- ① 消却対象株式の種類：普通株式
- ② 消却する株式の総数：28,670,700株
- ③ 消却予定日：2024年6月28日

5. 特別損失の計上

当社は、2024年8月8日開催の取締役会において、ネットスーパー事業から撤退することを決議し、2025年2月期中間期の当社の連結決算において、当該撤退に関し約450億円の特別損失（関係会社事業関連損失）を計上しました。

6. 株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメントの設立

当社は、当社の完全子会社として、再生可能エネルギー調達拡大を目的に、新たに小売電気事業会社である株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメントを以下のとおり設立しました。

- ① 商号：株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメント
- ② 所在地：東京都千代田区二番町8番地8
- ③ 代表者：代表取締役 伊藤 順朗
- ④ 設立日：2024年8月1日
- ⑤ 資本金：4億円

7. 株式会社ヨーク・ホールディングスの設立

当社は、2024年10月10日開催の経営会議において、当社の完全子会社として、当社グループの食品スーパーマーケット事業及び専門店・その他事業を統括する中間持株会社の設立を決議し、当該決議に従って、株式会社ヨーク・ホールディングス（以下「ヨーク・ホールディングス」といいます。）を以下のとおり設立しました。

- ① 商号：株式会社ヨーク・ホールディングス
- ② 所在地：東京都千代田区二番町8番地8

- ③ 代表者：代表取締役会長 伊藤 順朗
- ④ 設立日：2024年10月11日
- ⑤ 資本金：1億円

8. 当会社に対する、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全てを配当財産とする現物配当

株式会社セブン・イレブン・ジャパン(以下「セブン・イレブン・ジャパン」といいます。)は、同社の親会社である当会社に対し、セブン・イレブン・ジャパンが保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、2025年1月31日開催予定のセブン・イレブン・ジャパンにおける株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

9. 当会社に対する、株式会社イトーヨーカ堂の保有するセブンカルチャーネットワークの株式、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンクの株式、株式会社赤ちゃん本舗の株式及び株式会社テルベの株式の全てを配当財産とする現物配当

株式会社イトーヨーカ堂(以下「イトーヨーカ堂」といいます。)は、同社の親会社である当会社に対し、イトーヨーカ堂が保有するセブンカルチャーネットワークの株式、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク(以下「セブン&アイ・クリエイトリンク」といいます。)の株式、株式会社赤ちゃん本舗(以下「赤ちゃん本舗」といいます。)の株式及び株式会社テルベ(以下「テルベ」といいます。)の株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、2025年1月31日開催予定のイトーヨーカ堂における株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

10. 当会社を吸収分割会社、セブン&アイ・クリエイトリンクを吸収分割承継会社とする吸収分割

当会社は、セブン&アイ・クリエイトリンクとの間で、当会社が保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全部をセブン&アイ・クリエイトリンクに承継させる吸収分割(効力発生日：2025年2月27日)に関し、セブン&アイ・クリエイトリンクと2025年1月9日付で吸収分割契約書を締結し、(i)2025年1月31日開催予定のセブン&アイ・クリエイトリンクにおける株主総会において同吸収分割に係る議案が承認可決されること、(ii)2025年2月26日付のイトーヨーカ堂から当会社に対する、イトーヨー

カ堂が保有するセブカルチャーネットワークの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、(iii) 2025年2月26日付のセブン-イレブン・ジャパンから当社に対する、セブン-イレブン・ジャパンが保有するセブカルチャーネットワークの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、及び、(iv) 本件分割の効力発生を条件として、同吸収分割を実施する予定です。

11. 当社を吸収分割会社、ヨーク・ホールディングスを吸収分割承継会社とする吸収分割

当社は、ヨーク・ホールディングスとの間で、当社が保有する赤ちゃん本舗、株式会社ロフト及び株式会社シェルガーデンの株式の全部をヨーク・ホールディングスに承継させる吸収分割(効力発生日：2025年2月28日)に関し、ヨーク・ホールディングスと2025年1月9日付で吸収分割契約書を締結し、(i) 2025年1月31日開催予定のヨーク・ホールディングスにおける株主総会において同吸収分割に係る議案が承認可決されること、及び、(ii) イトーヨーカ堂から当社に対する、イトーヨーカ堂が保有する赤ちゃん本舗の株式の全部を対象とする現物配当の効力発生を条件として、同吸収分割を実施する予定です。

12. 当社に対する、株式会社ヨークベニマル及び株式会社セブン&アイ・フードシステムズの保有するテルベの株式の全てを配当財産とする現物配当

株式会社ヨークベニマル(以下「ヨークベニマル」といいます。)及び株式会社セブン&アイ・フードシステムズ(以下「セブン&アイ・フードシステムズ」といいます。)は、同社の親会社である当社に対し、ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズがそれぞれ保有するテルベの株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズにおいて2025年1月31日にそれぞれ開催予定の各社における株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

以上